

## 第27回 鬼北町農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和7年9月24日（水） 午後13時30分～

2. 開催場所 中央公民館 3階 大会議室

3. 出席委員（14名）

1	山本伸男	2	山本弥須弘	3	篠崎英明	4	松浦栄
5	中本誉	6	兵頭正男	7	那須健一	8	山田耕二
9	清家壽秋	10	山下展輝	11	浅野剛志	12	毛利久志
13	兵頭知幸	14	谷口雄記				

4. 欠席委員（1名）

8	山田耕二						
---	------	--	--	--	--	--	--

5. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名について

日程第2 議案第100号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第3 議案第101号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

日程第4 議案第102号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による鬼北町農用地利用集積計画等促進計画(案)の意見聴取について

6. 農業委員会事務局職員

局長	奥藤幸利	主幹	新谷茂	主事	水代康成
----	------	----	-----	----	------

## 7. 会議の概要

事務局	(司会進行)
会長	(会長挨拶)
事務局	(司会進行)
議長	ただいまの出席委員は <u>14</u> 名であります。山田農業委員、西川推進委員、善家推進委員より欠席の連絡を受けております。定数に達しておりますので、これより第27回鬼北町農業委員会総会を開催いたします。
議長	これより本日の会議を開きます。本日の議事日程は、先日配布してあります次第のとおりといたします。各委員のご協力をお願いします。
議長	日程第1 「議事録署名委員の指名について」 鬼北町農業委員会会議規則第39条の規定により、本日の議事録署名委員に <u>12番</u> <small>もうり</small> <u>久志</u> 委員、 <u>13番</u> <small>ひょうどう</small> <u>兵頭</u> <small>ともゆき</small> 知幸 委員、以上の両委員を指名いたします。よろしくお願ひします。
議長	続いて日程第2 議案第100号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。
議長	順位1番について、 <small>やまもとのぶお</small> 山本伸男委員より説明願います。
山本委員	議席番号1番 山本です。 議案第100号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位1番について説明をします。
	【議案書に基づき、議案第100号 順位1番 説明】
山本委員	9月22日に譲受人、井伊推進委員、事務局2名、私の計5名で現地調査を行いました。続いて調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第100号 順位1番 説明】
山本委員	以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。ご審議のほどよろしくお願ひします。
議長	ただ今、山本委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ございませんか。
清家委員	はい。
議長	清家農業委員。
清家委員	はい。議席番号9番清家です。耕作面積で水稻面積が 3,321 m <sup>2</sup> となっていますが、所有機械が草刈り機と管理機だけになっています。委託契約かなんかされていますか。

山本委員	特別な機械は持っていないので近くの方から借りてまたは、作ってもらう形で進めたいということありました。
清家委員	はい。わかりました。
議長	他にございませんか。
	(質問、意見等なし)
議長	ご意見もないようですので採決いたします。 議案第100号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位1番は申請のとおり許可することにご異議のない方は挙手をお願いします。
各委員	(挙手)
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第100号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位1番は、申請のとおり許可することと決定させて頂きます。
議長	順位2番について、篠崎委員より説明願います。
篠崎委員	議席番号3番 篠崎です。 議案第100号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位2番について説明をします。
	【議案書に基づき、議案第100号 順位2番 説明】
篠崎委員	9月22日に譲受人、橋本推進委員、事務局2名、私の計5名で現地調査を行いました。続いて調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第100号 順位2番 説明】
篠崎委員	以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。ご審議のほどよろしくお願ひします。
議長	ただ今、篠崎委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。ご意見ございませんか。
	(質問、意見等なし)
議長	ご意見もないようですので採決いたします。 議案第100号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位2番は申請のとおり許可することにご異議のない方は挙手をお願いします。
各委員	(挙手)
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第100号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位2番は、申請のとおり許可することと決定させて頂きます。
議長	続いて日程第3 議案第101号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

議長	順位1番について、 <small>ひょうどうまさお</small> 兵頭正男委員より説明願います。
兵頭委員	議席番号6番 兵頭です。 議案第101号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」順位1番の説明をします。
	【議案書に基づき、議案第101号 順位1番 説明】
兵頭委員	9月22日に代理人、宇都宮推進委員、事務局2名、私の計5名で現地調査を行いました。続いて調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第101号 順位1番 説明】
兵頭委員	以上により、申請地は転用しても問題ないと考えます。 ご審議の程よろしくお願いします。
議長	ただ今、兵頭委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。ご意見ございませんか。
	(質問、意見等なし)
議長	ご意見もないようですので採決いたします。 議案第101号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、順位1番は申請のとおり許可相当にすることにご異議のない方は挙手をお願いします。
各委員	(挙手)
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第101号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、順位1番は、申請のとおり許可することと決定させて頂きます。
議長	順位2番について、 <small>あさのたけし</small> 浅野剛志委員より説明願います。
浅野委員	議席番号11番 浅野です。 議案第101号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」順位2番の説明をします。
	【議案書に基づき、議案第101号 順位2番 説明】
浅野委員	9月22日に代理人、譲渡人、毛利農業委員、事務局2名、私の計6名で現地調査を行いました。続いて調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第101号 順位2番 説明】
浅野委員	以上により、申請地は転用しても問題ないと考えます。 ご審議の程よろしくお願いします。
議長	ただ今、浅野委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。ご意見ございませんか。
	(質問、意見等なし)

議長	ご意見もないようですので採決いたします。 議案第101号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、順位2番は申請のとおり許可相当にすることにご異議のない方は挙手をお願いします。
各委員	(挙手)
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第101号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、順位2番は、申請のとおり許可することと決定させて頂きます。
議長	ここで、議長を会長職務代理者である <small>ひょうどうともゆき</small> 兵頭知幸委員に交代します。
	(議長交代)
議長 (兵頭委員)	議長を交代いたしました。
議長 (兵頭委員)	順位3番について、谷口委員より説明願います。
谷口委員	議席番号14番 谷口です。 議案第101号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」順位3番の説明をします。
	【議案書に基づき、議案第101号 順位3番 説明】
谷口委員	9月22日に譲渡人、譲受人、田中推進委員、事務局2名、私の計6名で現地調査を行いました。続いて調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第101号 順位3番 説明】
谷口委員	以上により、申請地は転用しても問題ないと考えます。 ご審議の程よろしくお願ひします。
議長 (兵頭委員)	ただ今、谷口委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ございませんか。
	(質問、意見等なし)
議長 (兵頭委員)	ご意見もないようですので採決いたします。 議案第101号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、順位3番は申請のとおり許可相当にすることにご異議のない方は挙手をお願いします。
各委員	(挙手)
議長 (兵頭委員)	異議なしと認めます。 よって、議案第101号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、順位3番は、申請のとおり許可することと決定させて頂きます。

議長 (兵頭委員)	順位4番について、谷口委員より説明願います。
谷口委員	議席番号14番 谷口です。 議案第101号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」順位4番の説明をします。
	【議案書に基づき、議案第101号 順位4番 説明】
谷口委員	9月22日に譲受人、田中推進委員、事務局2名、私の計5名で現地調査を行いました。続いて調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第101号 順位4番 説明】
谷口委員	以上により、申請地は転用しても問題ないと考えます。 ご審議の程よろしくお願いします。
議長 (兵頭委員)	ただ今、谷口委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。ご意見ございませんか。
清家委員	はい。
議長 (兵頭委員)	清家委員。
清家委員	はい。議席番号9番清家です。ちょっと確認なんですが、資金計画については自己資金とか借入とか書かないように決めたような気がするのですが、いずれも書いてありますけど家庭内の財布を見るようなことはしないとお願いしたような気もするんですけど。
事務局	通帳のコピーなどは添付しないと決めましたが、資金計画書は添付する必要があるかと思います。
清家委員	自己資金とか書く必要があるんだろうか。資金計画に承認済みなどと書いたのでもいいと思うんだけど。農地を許可するのが審査であってお金の支払いまでは審査の対象じゃない気がして。
事務局	一応農地なんですけど5条で家を建てるといった案件ですので資金については資金計画書で確認する必要があるかと思います。
清家委員	それで前の話思い出すと立会に行った農業委員が通帳なりを確認するという話があったと思うんだけど、こういう公の場所で説明するのではなくて資金計画についても農業委員さんが現地立ち合いの時に書類を確認したらいいんじゃないいかと話が確かあったんじゃないかと思うんですけど、あまりこだわる必要はないんですけど出しても出してもらわんでもいいと思うんやけど、やっぱり知られたくない人もおるかもしれんしその辺は慎重にやってもらいたいです。
事務局	わかりました。
浅野委員	ちょっといいですか。11番の浅野です。やっぱり色んなことやる場合にどうしてもお金の問題が出てくるんですよね。資金計画書は私は必要だと

	思います。許可を下す場合もですね私は必要だと思うんですよ。それがないと途中でおしゃかになってしまふがないとやっぱりきちっとした銀行のローンならローンの出しますよという書類をもらってそれを私たちが漏らすことはないですから許可申請としては大事だと私は思います。
清家委員	その件につきましては先ほども言いましたように現地立ち合いの時に委員さんの立会の際に、皆が書類を確認したらいいという話があったということで別に書類が要らないという話ではなくて、確認の方法についてこういう公の場で晒すのかそれとも農業委員さんの立会の際に、役場も含めてちゃんと書類はできるよと確認したらいいのかその辺の問題だと思うんです。やっぱり浅野さん言われる通り大事なことなので資金計画もあって途中でやめられても困るしその辺は分かるんですけども、どこまでオープンにするか線引きの問題だけだと思います。
谷口委員	議席番号14番谷口なんですが。要するに清家さんが言われることもひとつですしそれから浅野さんが言われることもひとつだと思うんですが、私が思うところは現地確認を行ったときにその委員、例えば私と職務代理者2人で行って間違いなかったよと、その地元の人間からすれば間違いないかもしれませんけど他の集落の方から見るとあいつはどういうものなんだというところもあるので、そういう面で資金計画だけは皆で照らし合わせた中で対応して確認しあって許可するというふうになる方が後々の時にいいんじゃないかなと僕は思います。通帳を見せろとかそういうとこまでは必要ないけど、ただこういうふうにしてどこからお金を借りてそして自己資金はこんだけ持っていてという形の物だけは知って協議していく方がいいんじゃないかなと個人的には考えますので、皆さんがそんな物必要ないということであればその方向でいこうと思いますがどうでしょうか。以上です。
議長 (兵頭委員)	一応皆さんの決を探ることになりますので、決を探る以上は皆さんにも責任がありますので資金計画書は私も必要だと思うんですけど反対意見ある人はお願いいします。
芝委員	推進委員の芝ですが。実はこの前にこの場で話があったかと思うんですけど、最初皆付けよったのが個人情報に対してどうなのかということで事務局の方で、例えば通帳なら確認するということにしたと私は理解しとるんですが。たぶん議事録見ていただいたら載っているんじゃないかと思います。ただ、一点だけ議事録ですが私も先日確認したらですね、皆さん言われたことが事細かく書かれているのかと思ったら非常に簡素化して書かれています。私の発言した内容についても意に沿わない部分もあると思うので議事録署名委員さんがたぶん確認されると思いますが、その点をよく確認してですね、一応録音されていることなのであまり抜けないような形でお願いをしたらと思います。
議長 (兵頭)	わかりました。私も前にそのような意見が出た気がするんですけど事務局が必要ということになりますと、皆さんどうでしょうか。資金計画は私も

	必要と思うんですけど。どうでしょうかね。反対意見あつたら各委員さん言ってもらつたらと思いますが。一応事務局が確認したらいいんじゃないかという意見も出て芝さんが言つてはいるようにあつた方がいいと思いますけど、再確認ということで一応つけてもらつた方がいいんじゃないかと思うんですけどどうでしよう。反対意見もなかつたら挙手を取りますか。賛成か反対か資金計画。賛成する言う方で挙手のある方は挙手をしてください。いいですか。資金計画ここに付けるので賛成の方。
各 委 員	(挙手)
議 長 (兵頭委員)	それでは賛成多数ということで付けてもらうということでよろしいでしょうか。
各 委 員	はい。
議 長 (兵頭委員)	そういうことで承認されましたのでよろしくお願ひします。他にご意見はありませんか。芝推進委員。
芝 委 員	はい。今の件なんですけどそうなると今の分によるとですね、農協からの借入金と書いてありますが、自己資金については前のは通帳確認云々補助と書いてありますが、この分についてはないのでその点書くようにしていただいたらと思います。
議 長 (兵頭委員)	それは事務局の確認でいいのでしょうか。
芝 委 員	前の話では事務局で確認をするという話だったので確認をしたという証明を書いてください。
議 長 (兵頭委員)	事務局よろしいでしょうか。自己資金の分で事務局が確認したと一筆欲しい言いよるんですけど。
毛 利 委 員	よろしいですか。12番の毛利です。今、芝推進委員が言われたのは、〇〇さんの資金計画書を見てもらつたらと思うんですが、その2番の資金到達計画の自己資金は0円となっていますが、かっこして預金通帳の写し添付ってなっているからそれで確認できるけども、今回の〇〇さんの場合はここに何も但し書きがないので何で確認しているのか分からぬと言われたからそういう但し書きをしておけば、確認したということであればその旨を但し書きすれば特に問題ない何かするっていう必要はないと思うんですが。やり方としてはそういうやり方もあるかなと思います。
議 長 (兵頭委員)	そういうことでご意見無いようでしたら確認だけしてもらつたらと事務局の方で。
事 務 局	はい。
議 長 (兵頭委員)	他に意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)

議長 (兵頭委員)	ご意見もないようですので採決いたします。 議案第101号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、順位4番は申請のとおり許可相当にすることにご異議のない方は挙手をお願いします。
各委員	(挙手)
議長 (兵頭委員)	異議なしと認めます。 よって、議案第101号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、順位4番は、申請のとおり許可することと決定させて頂きます。
議長 (兵頭委員)	議長を谷口委員に交代します。
	(議長を交代)
議長	議長を交代いたしました。
議長	続いて日程第4 議案第102号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による鬼北町農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見聴取について」を議題といたします。事務局から説明願います。
事務局	それでは順位1番から順に読み上げて説明とさせていただきます。 読み上げる項目につきましては順位の番号、貸人の大字名と氏名。借人の大字名と氏名、契約地の地番、地目、面積、備考欄といたします。
	【議案書に基づき、議案第102号 順位1番から52番まで説明】
事務局	以上でございます。ご審議の程よろしくお願ひいたします。
議長	ただ今、順位1番から52番の説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議長	ご意見もないようですので採決いたします。 議案第102号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による鬼北町農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見聴取について」順位1から52番は原案のとおり決定することにご異議のない方は挙手をお願いします。
各委員	(挙手)
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第102号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による鬼北町農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見聴取について」順位1番から52番は原案のとおり決定させていただきます。
議長	以上で本日の議案の審議は全て終了いたしました。 ご協力ありがとうございました。

議長	以上で第27回鬼北町農業委員会総会を閉会いたします。
	事務局より連絡事項がありますので、そのままお待ちください。
	議事録署名委員
	12番
	13番